

『ゼロエミッション』に向けて廃棄物減量化を宣言しましょう!!

— 廃棄物 減量化・リサイクルで コスト DOWN と イメージ UP —

**産業廃棄物の適正処理と
減量化・リサイクル
のためのテキスト**

平成 23 年度

福井県安全環境部循環社会推進課
社団法人 福井県産業廃棄物協会

目次

1	産業廃棄物処理の概略	・・・	1
2	廃棄物とは (廃棄物該当性)	・・・	2
3	産業廃棄物の種類 (産業廃棄物) (特別管理産業廃棄物)	・・・	3
4	事業者の責務 * 建設工事から生ずる産業廃棄物の処理責任は元請業者	・・・	5
5	処理基準 (保管に係る基準) * 建設系廃棄物の事業場外保管の届出 (処分に係る基準)	・・・	6
6	処理の委託 (廃棄物処理業者(県HPアドレス))	・・・	8
7	マニフェスト(産業廃棄物管理票) (紙マニフェスト) (電子マニフェスト) (マニフェスト交付状況報告) (マニフェスト報告に係る措置内容等報告)	・・・	9
8	廃棄物処理施設	・・・	11
9	多量排出事業者の処理計画	・・・	12
10	不法投棄の禁止	・・・	13
11	焼却の禁止 (主な罰則)	・・・	13
12	福井県の廃棄物処理計画(H23.3)	・・・	14
13	廃棄物減量化の宣言 『“100%ゼロエミッション福井”への挑戦』	・・・	14
14	廃棄物減量化宣言の方法	・・・	15
15	減量化・リサイクルの取り組み(事例)	・・・	15
	(参考) 福井県の廃棄物処理実態	・・・	16
	関係機関一覧 (健康福祉センター、福井県循環社会推進課、福井県産業廃棄物協会)	・・・	18

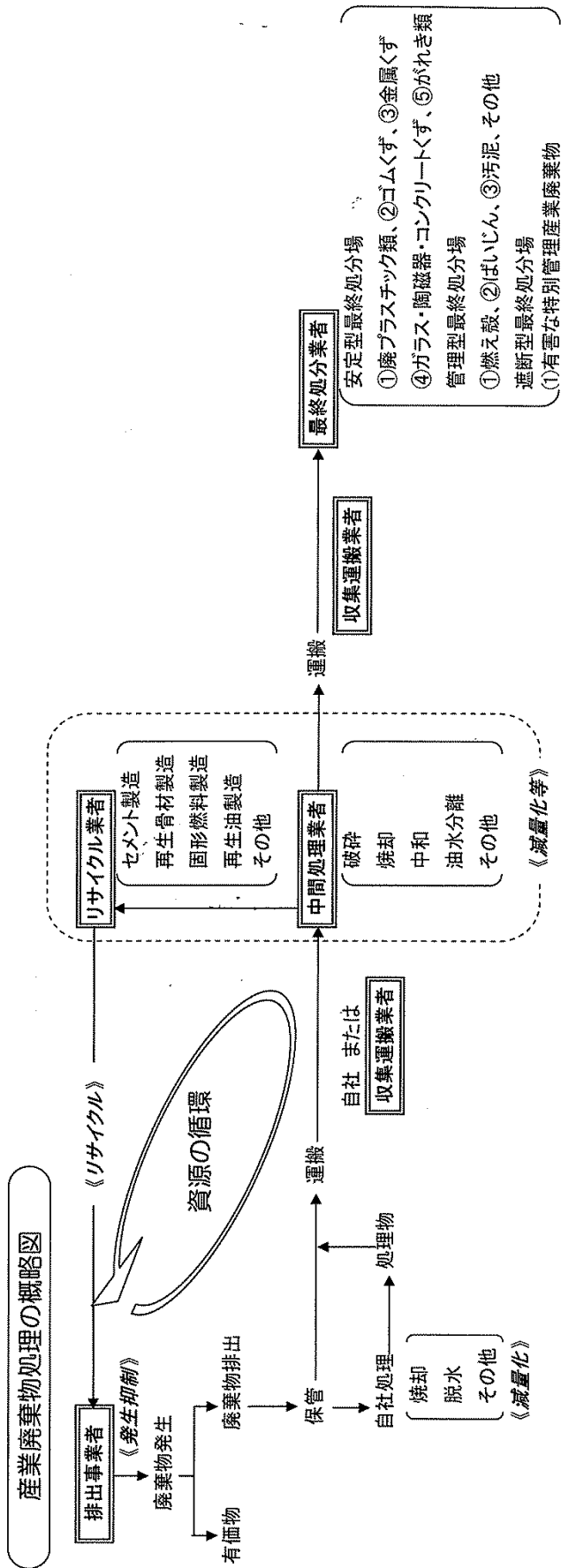
○本テキストに記載された内容は、特に説明がない場合、廃棄物処理法および福井県産業廃棄物等適正処理指導要綱に規定されているものであり、テキスト内の「法」とは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」をいいます。

○循環社会推進課のホームページ

廃棄物全般 <http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/junkan/>

各種届出様式等 <http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/junkan/saisokubeppyou.html>

1 産業廃棄物処理の概念

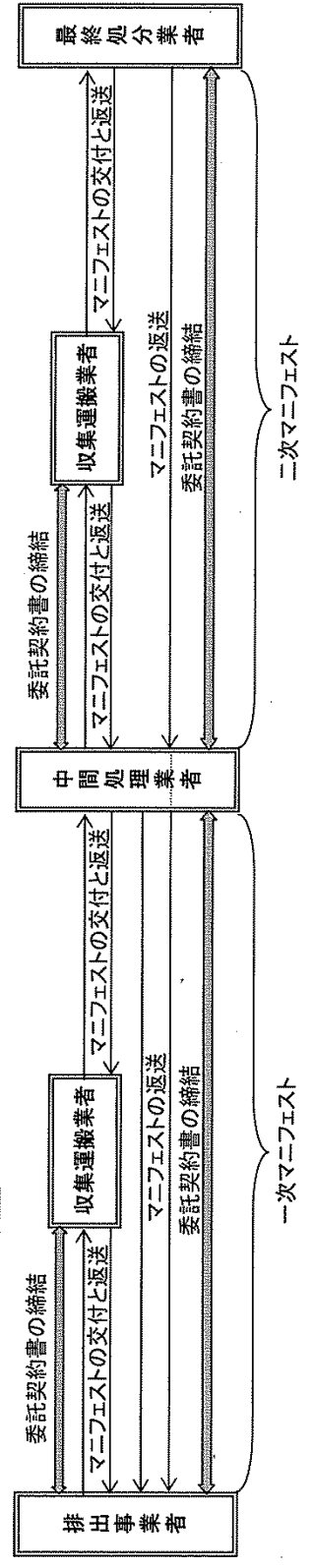


産業廃棄物に係る主な法規制

- 産業廃棄物の処理は排出事業者による自ら処理が原則
- 廃棄物の処理基準（保管基準・処分基準）
- 収集運搬業者・中間処理業者への委託に係る委託契約書の締結
- 処理を委託したときのマニフェスト（産業廃棄物管理票）の交付

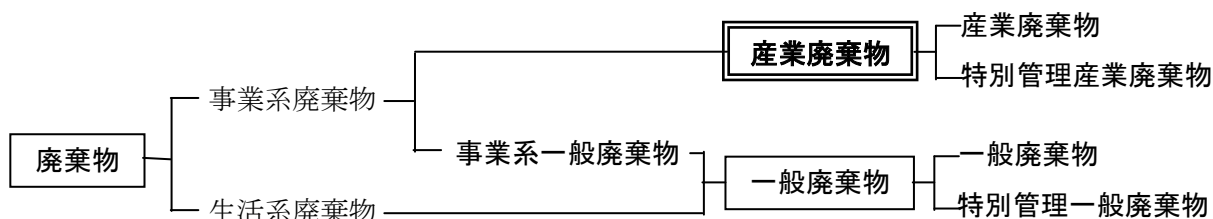
- 排出事業者による処理状況確認の努力義務（H22法改正で追加）
- 多量排出事業者（年500t以上*）による減量化計画の策定と実施状況報告* 県独自（法律上は1,000t以上）
- 何人も不法投棄禁止
- 焼却の禁止（処理基準に適合しない施設での焼却の禁止）

委託契約書とマニフェストの流れ



2 廃棄物とは

「廃棄物」とは、排出者自ら利用し、または他人に有償で譲渡することができないために不要となった固形状または液状のものをいい、産業廃棄物と一般廃棄物とに区分されます。



「産業廃棄物」とは

- ・事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など、20種類の廃棄物をいいます。
- ・産業廃棄物のうち、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物のふん尿、動物の死体、動物系固形不要物の7種類の廃棄物は、特定の事業活動に伴って生じたものに限定されています。

「特別管理産業廃棄物」とは

- ・産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物をいいます。

「一般廃棄物」とは

- ・日常生活に伴って排出されるごみ、し尿などで、産業廃棄物以外の廃棄物をいいます。

「事業系一般廃棄物」とは

- ・事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外のものをいいます。

「特別管理一般廃棄物」とは

- ・一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物をいいます。

廃棄物該当性

廃棄物処理法では廃棄物を対象としているため、有価物の保管や加工等には適用されません。そこで、不適正に廃棄物を保管や加工（処理）しているにもかかわらず、「私が扱っている物は有価物であって、法に抵触するものではない。」などとして法規制を逃れようとする場合がありますが、廃棄物に該当するかどうかは、その物の性状、排出の状況、通常の見取り形態、取引価値の有無および占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきとされています。

（平成17年8月12日付け環境省通知）

3 産業廃棄物の種類

◎産業廃棄物

	種類	例示
すべての事業活動に伴うもの	1 燃え殻	石炭がら、灰かす、廃棄物焼却灰、炉清掃掃出物、コークス灰、重油燃焼灰等
	2 汚泥	①有機汚泥：製紙スラッジ、下水汚泥、活性汚泥（余剰汚泥）等 ②無機汚泥：めっき汚泥、砕石スラッジ、不良セメント、研磨かす、バフくず等
	3 廃油	潤滑油、切削油、その他の鉱物油系廃油（灯油、軽油、重油等）、動植物油系廃油（なたね油、大豆油、牛脂等）、廃溶剤類（シンナー、ベンゼン、トルエン、等）等
	4 廃酸	無機廃酸（硫酸、塩酸等）、有機廃酸（ギ酸、酢酸等）、エッチング廃液、染色廃液（漂白浸せき工程、染色工程）、クロメート廃液、写真漂白廃液等
	5 廃アルカリ	廃灰汁、アルカリ性めっき廃液、金属せっけん廃液、廃ソーダ液、染色廃液（精錬工程、シルケット加工）、脱脂廃液（金属表面処理）、写真現像廃液等
	6 廃プラスチック類	廃スチロール、廃農業用フィルム、合成樹脂系包装材料のくず、合成繊維くず、電線の被覆くず、廃タイヤ、塗料かす、接着剤かす等
	7 ゴムくず	天然ゴムくず（合成ゴムは廃プラスチック類）
	8 金属くず	鉄くず、空かん、スクラップ、ブリキ・トタンくず、バリ、切削くず、研磨くず、ダライ粉、半田かす、溶接かす等
	9 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	①ガラスくず：廃空ビン類、板ガラスくず、アンブルロス等 ②コンクリートくず：製造過程等で生ずるコンクリートブロックくず等 ③陶磁器くず：陶器くず、レンガくず、せっこう型、レンガ破片、瓦破片等
	10 鉱さい	電気炉からの残さい（スラグ）、キューボラ溶鉱炉のノロ、鋳物廃砂、サンドブラスト廃砂
	11 がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリート破片、レンガ破片、アスファルト破片、その他これに類する各種廃材等
	12 ばいじん	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類特措法に規定する特定施設または産業廃棄物の焼却施設において発生するばいじん
特定の事業活動に伴うもの	13 紙くず	①建設業に係るもの（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものに限る） ②パルプ、紙または紙加工品製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る）に係るもの ③出版業（印刷出版を行うものに限る）に係るもの ④製本業および印刷物加工業に係るもの ⑤PCBが塗布され、または染み込んだもの
	14 木くず	①建設業に係るもの（紙くずに同じ） ②木材または木製品製造業に係るもの ③パルプ製造業、輸入木材の卸売業および物品賃貸業に係るもの ④貨物の流通のために使用したパレット等 ⑤PCBが染み込んだもの
	15 繊維くず	①建設業に係るもの（紙くずに同じ） ②繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く）に係る天然繊維くず（合成繊維は廃プラスチック類） ③PCBが染み込んだもの
	16 動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業または香料製造業において原料として使用した動物または植物に係る固形状の不要物（魚市場、飲食店等から排出される動食物性残さまたは厨芥類は一般廃棄物） ①動物性残さ：魚・獣の骨、皮、内臓等のあら、卵から、貝がら、羽毛等 ②植物性残さ：酒かす、豆腐かす、米・麦粉、野菜くず、薬草かす、油かす等
	17 動物系固形不要物	と畜場においてとさつし、または解体した獣畜および食鳥処理場において食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物
	18 動物のふん尿	畜産農業に該当する事業活動に伴って生ずる動物（牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとり等）のふん尿
	19 動物の死体	畜産農業に該当する事業活動に伴って生ずる動物（18の家畜）の死体
20 政令第13号廃棄物	産業廃棄物を処分するために処理したものであって、1から19までの産業廃棄物に該当しないもの（有害汚泥のコンクリート固形物等）	

◎特別管理産業廃棄物

No.	種 類	内 容
1	廃油	揮発油類、灯油類、軽油類（引火点が70℃未満のもの）
2	廃酸	p H2.0以下の廃酸
3	廃アルカリ	p H12.5以上の廃アルカリ
4	感染性廃棄物	医療機関等から生じ、感染性病原体が含まれ、もしくは付着している廃棄物またはこれらのおそれがある廃棄物（血液、使用済の注射針等）
5	廃PCB等 〈PCB汚染物、PCB処理物〉	廃PCBおよび廃PCBを含むもの（コンデンサー、トランス等） 〈PCBが染み込んだ紙くず、廃PCB等を処分するために処理したもの〉
6	廃石綿等	石綿建材除去事業 （吹付石綿、石綿保温材等の建設材料であって石綿を含むもの）
7	燃え殻、汚泥、廃酸、 廃アルカリ、ばいじん	政令で定める施設において生じたものであって、「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準」(*)に適合しないもの
8	銹さい	「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準」に適合しないもの
9	廃油	政令で定める施設において生じた廃溶剤 （トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、 四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、 シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、 1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン）

* 「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準」

金属等の名称		燃え殻・汚泥・銹さい・ ばいじん・政令13号廃棄物	廃酸・廃アルカリ
		溶出試験	含有量試験
1	アルキル水銀化合物	不 検 出	不 検 出
	水銀またはその化合物	0.005 Mg/ℓ以下	0.05 Mg/ℓ以下
2	カドミウムまたはその化合物	0.3 Mg/ℓ以下	1 Mg/ℓ以下
3	鉛またはその化合物	0.3 Mg/ℓ以下	1 Mg/ℓ以下
4	有機リン化合物	1 Mg/ℓ以下	1 Mg/ℓ以下
5	六価クロム化合物	1.5 Mg/ℓ以下	5 Mg/ℓ以下
6	砒素またはその化合物	0.3 Mg/ℓ以下	1 Mg/ℓ以下
7	シアン化合物	1 Mg/ℓ以下	1 Mg/ℓ以下
8	ポリ塩化ビフェニル	0.003 Mg/ℓ以下	0.03 Mg/ℓ以下
9	トリクロロエチレン	0.3 Mg/ℓ以下	3 Mg/ℓ以下
10	テトラクロロエチレン	0.1 Mg/ℓ以下	1 Mg/ℓ以下
11	ジクロロメタン	0.2 Mg/ℓ以下	2 Mg/ℓ以下
12	四塩化炭素	0.02 Mg/ℓ以下	0.2 Mg/ℓ以下
13	1,2-ジクロロエタン	0.04 Mg/ℓ以下	0.4 Mg/ℓ以下
14	1,1-ジクロロエチレン	0.2 Mg/ℓ以下	2 Mg/ℓ以下
15	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 Mg/ℓ以下	4 Mg/ℓ以下
16	1,1,1-トリクロロエタン	3 Mg/ℓ以下	30 Mg/ℓ以下
17	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 Mg/ℓ以下	0.6 Mg/ℓ以下
18	1,3-ジクロロプロペン	0.02 Mg/ℓ以下	0.2 Mg/ℓ以下
19	チウラム	0.06 Mg/ℓ以下	0.6 Mg/ℓ以下
20	シマジン	0.03 Mg/ℓ以下	0.3 Mg/ℓ以下
21	チオベンカルブ	0.2 Mg/ℓ以下	2 Mg/ℓ以下
22	ベンゼン	0.1 Mg/ℓ以下	1 Mg/ℓ以下
23	セレンまたはその化合物	0.3 Mg/ℓ以下	1 Mg/ℓ以下
24	ダイオキシン類	3 ng-TEQ/g 以下	100 pg-TEQ/ℓ以下

4 事業者の責務

事業者は、廃棄物の処理責任を負うばかりでなく、物の製造をはじめとして、流通、販売の各段階から、その物が廃棄物となった場合における処理を念頭において製品開発等を行うこととされています。

- 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 物の製造を行う者等はその事業活動に伴って生じた廃棄物の減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、製品や容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価するなど、これら廃棄物の適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- 事業者は廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し、国および地方公共団体の施策に協力しなければならない。

建設工事から生ずる産業廃棄物の処理責任は元請業者にあります!!

- 建設業は、建設工事現場に元請業者、一次下請業者、二次下請業者等が存在し、排出された個々の廃棄物について実際に排出した事業者を特定することは困難な場合もあり、その処理責任の所在が曖昧になりやすい、という構造にあります。
- このため、建設工事に伴い生ずる廃棄物については、注文者から直接工事を請け負った建設業者（元請業者）を事業者とすることが規定されました。
 - ・当該工事から生ずる廃棄物全体について、元請業者が、排出事業者として処理責任を負うこととなり、元請業者から請け負って個別の工事の作業を行っている下請業者（「下請負人」）は、排出事業者となれず、廃棄物処理業の許可を有して元請業者から適法な委託を受けた場合にのみ廃棄物処理を行うことが可能になる。
- 例外として次の事項が定められています。
 - ①下請負人による建設工事現場内での保管については、保管を行う下請負人もまた事業者とみなして、保管基準等が適用されその遵守義務がある。
 - ②下請負人が廃棄物を運搬する旨を請負契約で定めた請負代金が 500 万円以下の維持管理工事において、1 回に運搬する廃棄物の容積が 1 m³ 以下で元請業者の保管または処理施設に運搬する場合、下請負人は廃棄物収集運搬業の許可なく運搬することができる。この場合でも、収集・運搬基準に従い運搬しなければならないし、廃棄物の処分は行うことができない。
 - ③下請負人が廃棄物の運搬または処分を他人に委託する場合には、下請負人に委託基準およびマニフェストを交付等する義務を適用し、廃棄物処理法の規定に基づく適正な処理が確保されるよう措置する。

※建設系廃棄物を事業場外で保管（面積 300m² 以上）する場合、届出が必要となります!!

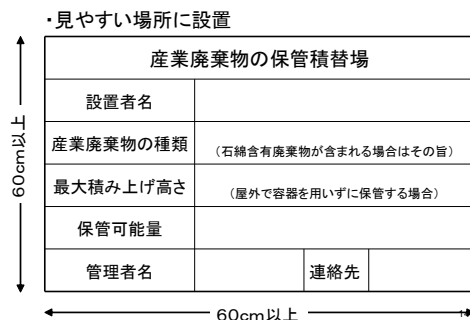
→詳細は 7 ページに記載

5 処理基準

○保管に係る基準

- ・ 保管場所の周囲に囲い（高さはおおむね 1.8m 以上）を設けること。
- ・ 見やすい箇所に廃棄物の保管場所であることを表示する看板を設けること。

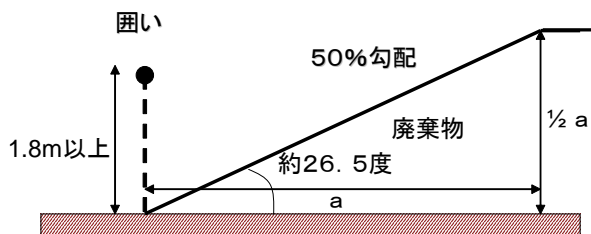
【保管場所する場所の看板例】



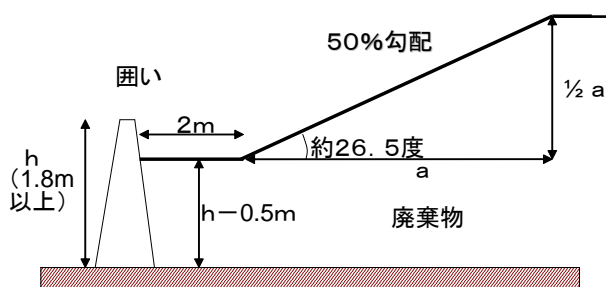
- ・ 廃棄物を種類ごとに保管できるように、仕切り壁（高さはおおむね 1.8m 以上）等を設けること。
- ・ 廃棄物が飛散し、流出し、および地下浸透し、ならびに悪臭が発散しないよう保管すること。
- ・ 屋外において容器を用いずに保管する場合は、積み上げられた廃棄物の高さが次の高さを超えないこと。

【屋外における廃棄物の保管の高さ】

① 囲いに接しない場合



② 囲いに接する場合



- ・ 石綿含有産業廃棄物の保管にあつては、覆いを設けること、梱包することなど、石綿含有産業廃棄物の飛散のための必要な措置を講ずること。

【石綿含有産業廃棄物とは】

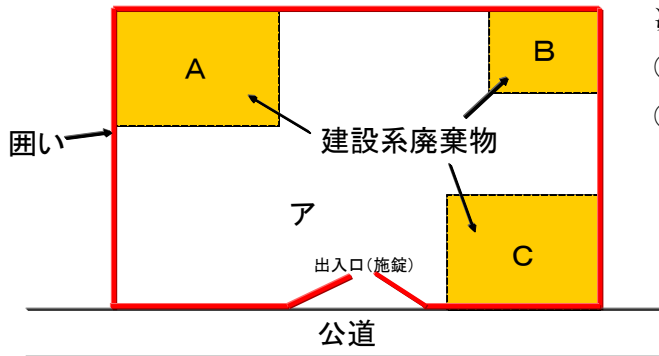
工作物の新築、改築または除去に伴って生じた産業廃棄物であつて、石綿をその重量の 0.1% を超えて含有するもの。

- ・ 石綿含有スレート、石綿含有サイディング、石綿含有ビニル床タイルなど
- ・ 吹付け石綿、石綿保温材などの廃石綿等を除く

建設系廃棄物の事業場外保管

○排出事業者は、建設工事に伴い生じる産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）を、排出した事業場の外において自ら保管（保管の用に供される場所の面積が300㎡以上）を行おうとするときは、あらかじめ当該場所を管轄する保健所に届出すること。

【保管場所の事例】



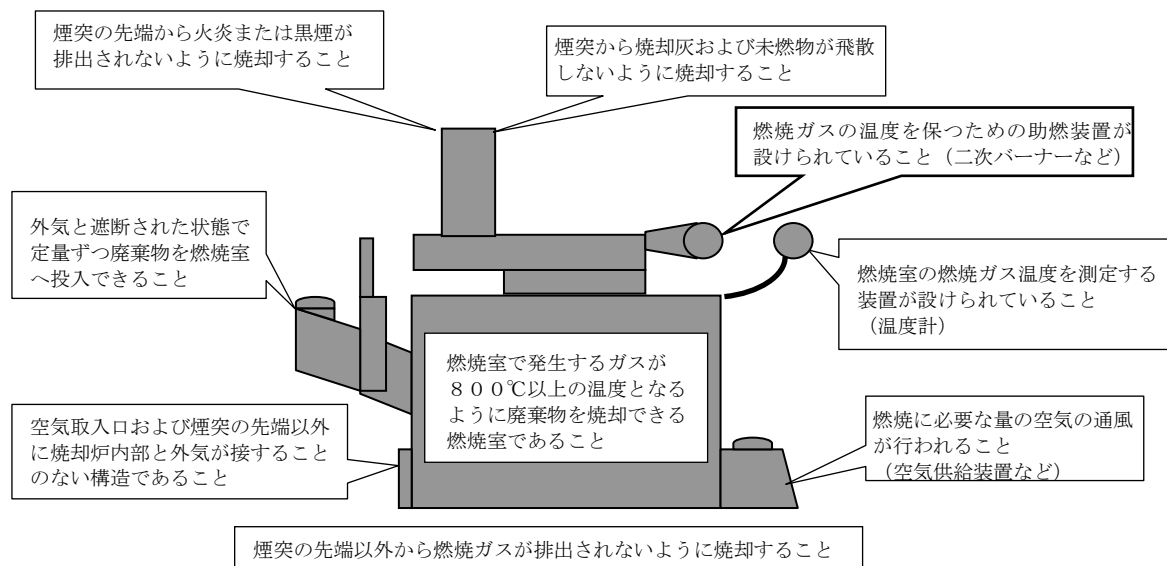
次の場合届出が必要です。

- ①ア＝300㎡以上の場合
- ②A、B、Cが廃棄物保管場所として明確に区分されている場合は、 $A + B + C = 300\text{㎡}$ 以上の場合

- ・届出様式および記入例は、県循環社会推進課のホームページを参照してください。
(アドレスは最終ページに記載しています。)

○処分に係る基準

- ・廃棄物が飛散し、流出しないこと。
- ・処分に伴う悪臭、騒音または振動によって清環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- ・廃棄物を焼却する場合には、下図のとおり、法で定める構造を有する焼却設備を用いて、環境大臣が定める方法により行う焼却すること。

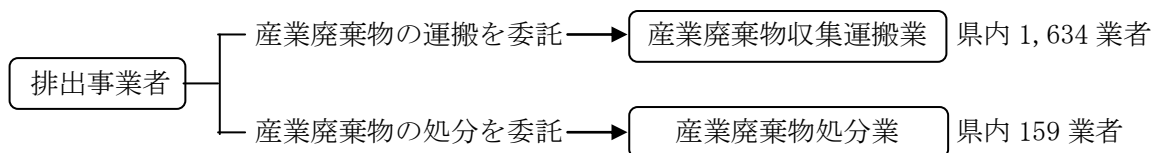


※焼却施設の規模により、産業廃棄物処理施設としての許可およびダイオキシン類対策特別措置法や大気汚染防止法などの届出が必要になります。

6 処理の委託

(廃棄物処理業者)

○産業廃棄物処理業の種類



*事業者数はH23.3末現在の数で、県HPに掲載しています。

アドレスは、<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/junkan/meibotop.html>です。

(委託基準)

○排出事業者は、産業廃棄物の処理を産業廃棄物処理業者に委託して行う場合は、産業廃棄物収集・運搬業者と運搬に係る委託契約を、産業廃棄物処分業者と処分に係る委託契約を、それぞれ施行令に定める基準に従い締結しなければなりません。

- ・契約は書面により行わなければならない。
- ・運搬と処分は別々に契約（運搬および処分を同じ業者に委託する場合以外は三者契約はダメ）

○産業廃棄物の処理を委託できる者は、産業廃棄物処理業者等であって、委託する産業廃棄物の処理がその「事業の範囲」に含まれていなければなりません。

- ・「事業の範囲」とは、収集・運搬業の場合は、取り扱う産業廃棄物の種類と事業の区分（積替保管の有無）をいい、処分業の場合は、取り扱う産業廃棄物の種類と事業の区分（処分方法）をいう。

○排出事業者が特別管理産業廃棄物の処理を委託する場合は、上記のほか、委託しようとする者に対して、あらかじめ、廃棄物の種類、数量、性状、荷姿、取扱い上の注意について文書で通知しなければなりません。

○排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する場合は、委託した産業廃棄物の処理の状況の確認を行った上で、産業廃棄物の発生から最終処分が終了するまでの一連の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講じるように努めなければなりません。

【処理状況の確認】

- ①委託先の中間処理施設や最終処分場について、適正処理のための必要最低限の事項を実地に確認する。
 - ・例えば、委託した産業廃棄物の処分にかかる施設が使用可能な状況にあるか（最終処分場の残余容量が十分か）、施設外へ廃棄物の飛散・流出はないか、など。
- ②処理業者の処理状況および維持管理状況等の公表情報から、施設の稼働状況等、適正処理が行われていることを確認する。

【必要な措置】

- ・マニフェストが法で定められた期限内に返送されない場合は、返送されない理由や処理状況を委託業者に確かめる。
- ・不適正な処理がされているような場合で改善が見込めない場合には、別の処理業者に委託するなどの措置をとること等をいう。

7 マニフェスト（産業廃棄物管理票）

○マニフェスト制度とは、排出事業者が産業廃棄物の処理の各行程ごとに終了の報告を受けていくことで、委託した産業廃棄物が適正に処理されたことを確認する制度です。

○マニフェストには、複写式の「紙マニフェスト」と電子情報技術を利用した「電子マニフェスト」があります。

○排出事業者は、産業廃棄物の運搬または処分を他人に委託する場合には、必要事項を記載したマニフェストを交付しなければなりません。

○マニフェストは、廃棄物の種類ごと、運搬先ごとに交付しなければなりません。

○排出事業者は最終処分の終了を確認するまで、自らが排出した産業廃棄物についてその処理の責任を負うことを規定しています。

紙マニフェスト

A票：排出事業者の控え

B1票：運搬業者の控え

B2票：運搬業者から排出事業者へ送付

C1票：運搬業者から処分業者へ回付

C2票：処分業者から運搬業者へ送付

D票：処分業者から排出事業者へ送付

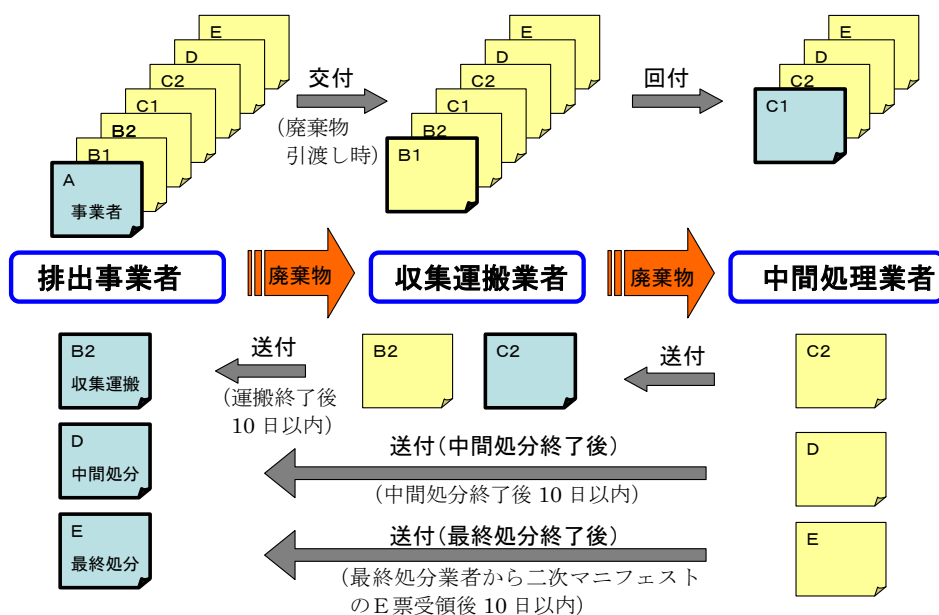
(中間処分終了後)

E票：処分業者から排出事業者へ送付

(最終処分終了後)

・排出事業者は、7枚綴りの紙マニフェストを作成し、B1票以下6枚を交付し、処理の状況に応じて収集運搬業者や処分業者から送付されたマニフェストを保存する。

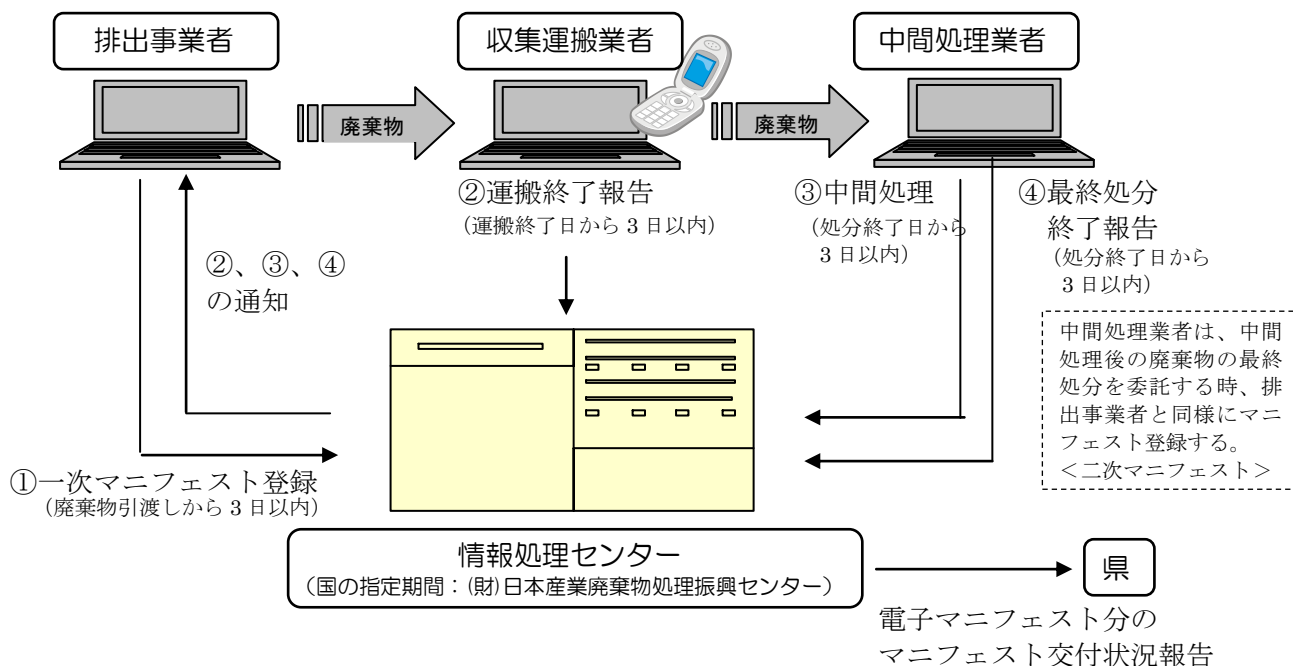
< A、B2、DおよびE票を5年間保存 >



中間処理業者は、中間処理後の廃棄物の最終処分を委託する時、排出事業者と同様にマニフェストを交付する。
<二次マニフェスト>

電子マニフェスト

- 電子マニフェストは、排出事業者、収集運搬業者および中間処理業者がパソコンや携帯電話を使ってマニフェスト情報をやり取りするものです。
- 電子マニフェストは、入力操作が簡単であり、データとして保存するので保存スペースも不要で、事務処理の効率化が図られます。
- 電子マニフェストの情報は、情報処理センターが管理・保存するため、不適切なマニフェストの交付や報告を防止することができます。



マニフェスト交付状況報告

- 毎年6月30日までに、前年度（前年4月1日から当年3月31日まで）の紙マニフェストの交付状況を健康福祉センターに報告しなければなりません。
 - 報告事項は、産業廃棄物の種類、排出量、マニフェストの交付枚数などです。
 - 報告様式は、県循環社会推進課のホームページに掲載されています。
- ☆電子マニフェスト利用分は報告不要です。

マニフェスト報告に係る措置内容等報告

- 排出事業者は、収集運搬業者および処分業者から送付を受ける期限を超えた場合、速やかに当該委託廃棄物の運搬または処分の状況を把握し、適正な措置を講ずるとともに30日以内に県（健康福祉センター）に報告しなければなりません。
- 収集運搬業者および処分業者から送付を受ける期限

収集運搬業者からの	B 2票	産業廃棄物	→	90日
処分業者からの	D票	特別管理産業廃棄物	→	60日
処分業者からの	E票	産業廃棄物	→	180日
		特別管理産業廃棄物		

☆マニフェストの交付状況報告および措置内容報告の様式は、県循環社会推進課のホームページを参照してください。（アドレスは最終ページに記載しています。）

8 廃棄物処理施設

○産業廃棄物処理施設のうち、周辺地域の生活環境の保全および周辺施設への配慮が必要な施設として、施行令第7条の各号に規定されているものは、設置にあたり県知事の許可が必要となります。(法第15条第1項)

- ・本県では、法に基づく手続き以外に、指導要綱^(*)に基づく事前審査制度を設けていますので、事前に施設設置予定地を管轄する保健所にご相談ください。

No.	施行令第7条	処理施設名	施設規模 (いずれかに該当するもの)
1	第1号	汚泥の脱水施設	処理能力：10m ³ /日を超える
2	第2号	ア 汚泥の乾燥施設	処理能力：10m ³ /日を超える
		イ 汚泥の天日乾燥施設	処理能力：100m ³ /日を超える
3	第3号	汚泥の焼却施設 (PCB汚染物およびPCB処理物であるものを除く)	処理能力：5m ³ /日を超える 処理能力：200kg/h以上 火格子面積：2m ² 以上
4	第4号	廃油の油水分離施設 (海洋汚染防止法第3条第14号の廃油処理施設を除く)	処理能力：10m ³ /日を超える
5	第5号	廃油の焼却施設 (廃PCB等を除く 海洋汚染防止法第3条第14号の廃油処理施設を除く)	処理能力：1m ³ /日を超える 処理能力：200kg/h以上 火格子面積：2m ² 以上
6	第6号	廃酸・廃アルカリの中和施設	処理能力：50m ³ /日を超える
7	第7号	廃プラスチック類の破砕施設	処理能力：5t/日を超える
8	第8号	廃プラスチック類の焼却施設 (PCB汚染物およびPCB処理物であるものを除く)	処理能力：100kg/日を超える 火格子面積：2m ² 以上
9	第8号の2	木くず又はがれき類の破砕施設	処理能力：5t/日を超える
10	第9号	金属等またはDXNを含む汚泥のコンクリート固型化施設	すべての施設
11	第10号	水銀またはその化合物を含む汚泥のばい焼施設	すべての施設
12	第11号	汚泥、廃酸または廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	すべての施設
13	第11号の2	廃石綿等または石綿含有産業廃棄物の熔融施設	すべての施設
14	第12号	廃PCB等、PCB汚染物またはPCB処理物の焼却施設	すべての施設
15	第12号の2	廃PCB等(PCB汚染物に塗布され、染み込み、付着し、または封入されたPCBを含む)またはPCB処理物の分解施設	すべての施設
16	第13号	PCB汚染物またはPCB処理物の洗浄施設または分離施設	すべての施設
17	第13号の2	施行令第7条第3号、第5号、第8号および第12号以外の焼却施設	処理能力：200kg/h以上 火格子面積：2m ² 以上
18	第14号	イ 遮断型最終処分場	すべての施設
		ロ 安定型最終処分場	
		ハ 管理型最終処分場	

(*) 福井県産業廃棄物等適正処理指導要綱

産業廃棄物処理施設に係る主な規定

- ・立地基準・構造基準・維持管理基準の設定
- ・設置計画書の提出と説明会の開催(焼却施設や最終処分場など)
- ・事前審査願の提出(すべての施設)
- ・設置区および施設予定地の隣接者の同意書取得

9 多量排出事業者の処理計画

○減量計画の届出と実施状況の報告

多量排出事業者は、①産業廃棄物の減量や再生利用等に関する計画（減量計画）を届出るとともに、②その実施状況を報告することが義務付けられています。

また、県ではさらなる廃棄物の減量化等を推進するため、届出対象を拡大し、より多くの事業者の方に減量計画等の作成・提出をお願いしています。

(1) 届出（報告）の対象事業者

- ア 前年度の産業廃棄物発生量が 1,000 トン以上の事業者
- イ 前年度の特別管理産業廃棄物については 50 トン以上の事業者
- ウ 前年度の産業廃棄物の発生量が 500 トン以上の事業者（福井県独自）

(2) 届出（報告）の様式

- ・提出書類様式は、循環社会推進課ホームページ*からダウンロードして下さい。

(※ <http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/junkan/taryo.html>)

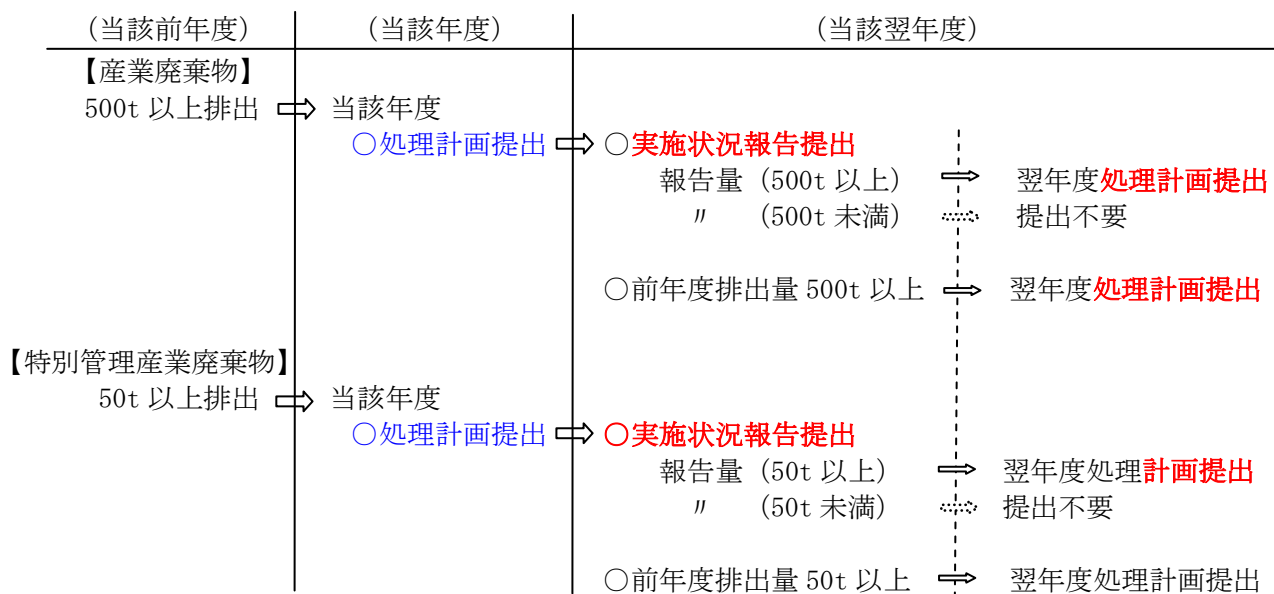
(3) 届出（報告）の期限と提出先

- ・毎年度 6 月 30 日まで
- ・排出事業場を所管する健康福祉センター（メールの場合、循環社会推進課）に提出

(4) 届出（報告）の公表

- ・提出された①減量計画および②実施状況報告は、1 年間、福井県循環社会推進課のホームページに掲載されます。（(1) のアとイの計画・報告のみ）

○減量計画提出から実施状況報告までの流れ



(参考)

①計画策定に当たっては、環境省の「多量排出事業者による産業廃棄物処理計画及び産業廃棄物処理計画実施状況報告策定マニュアル（第2版）（平成23年3月）」を参考にして下さい。

(http://www.env.go.jp/recycle/waste_law/kaisei2010/attach/no110323008_an.pdf)

②多量排出事業者減量計画を提出せず、または計画の実施の状況を報告しなかった者は、20万円以下の過料に処することとされています。

10 不法投棄の禁止

○法は、「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない」と規定しており、廃棄物の不法投棄を厳しく規制しています。

廃棄物の不法投棄に対する罰則が大幅に強化されています。

- ・ 5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金またはこの併科
- ・ さらに法人に対して3億円以下の罰金

不法投棄未遂も罰則の対象となっています。

11 焼却の禁止

○法は、「焼却禁止の例外」を除き、何人も廃棄物を焼却してはならないと規定しており、廃棄物の野外での焼却を厳しく規制しています。

[焼却禁止の例外]

①廃棄物処理法に基づく廃棄物処理基準に従って行う場合

法で定める構造を有する焼却設備を用いて、環境大臣が定める方法により行う焼却

(7ページの焼却設備を参照)

②他の法令による場合

- ・ 「家畜伝染病予防法」や「あへん法」に基づく焼却等

③公益上または社会の慣習上やむを得ないものまたは周辺地域の生活環境に与える影響が軽微であるものとして施行令で定める方法による場合

ア 国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却

- ・ 河川管理を行うための伐採した草木等の焼却、海岸管理を行うための漂着物の焼却等

イ 震災等の災害の予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却

- ・ 凍霜害防止のための稲わらの焼却等

ウ 風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却

- ・ 大文字焼き、どんど焼き等の地域行事における廃材等の焼却

エ 農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却

- ・ 害虫駆除のための稲わらの焼却、魚網に付着した海産物の焼却等

オ 日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

- ・ たき火、キャンプファイヤーでの木くず等の焼却等

主な罰則

違反内容	罰 則
委託基準違反（無許可業者への処理委託）	5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金 またはこの併科 (不法投棄・不法焼却の場合、法人に対して 3億円以下の罰金)
不法投棄・不法焼却（未遂を含む）	
委託基準違反（委託契約書締結に係る違反）	3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金 またはこの併科
不法投棄・不法焼却目的の運搬	
マニフェストの交付義務違反	6か月以下の懲役もしくは50万円以下の罰金 またはこの併科
マニフェストの保存義務違反	

1.2 福井県の廃棄物処理計画（H23.3）

廃棄物処理法では、排出事業者の自主的な減量化を推進するため、年間1,000トン以上の産業廃棄物を生ずる事業者は廃棄物の処理計画の策定と実施状況の報告が義務付けられています。本県では、更に年間500トン以上の排出事業者に対しても計画策定等を求め、減量化・リサイクルの推進してまいりました。

今後は、さらに事業所の規模に応じ、廃棄物を減量化・リサイクルする『「ゼロエミッション」への挑戦』の取組み、廃棄物の発生抑制、リサイクル率向上および最終処分量減少を目指すこととしています。

事業者の規模別による減量化・リサイクルの促進

	取組み方策	減量化宣言	責任者設置	目標設定
小規模事業者 (建設・製造業)	廃棄物減量化の宣言	○	—	—
中規模事業者※ ¹	廃棄物管理責任者等の設置	○	○	—
多量排出事業者※ ²	廃棄物ゼロに向けた目標の設定	○	○	○

※¹ 従業者50人以上の事業者をいう。

※² 本県では、年間の産業廃棄物発生量が500トン以上の事業者をいう。

1.3 廃棄物減量化の宣言 『“100%ゼロエミッション福井” への挑戦』

○小規模事業者による廃棄物減量化の宣言

小規模の建設業や製造業の事業者が、廃棄物の発生抑制・リサイクル・適正処理を認識（再認識）し、ゼロエミッションに向けた取組みを始めることを宣言します。

○中規模事業者による廃棄物管理責任者等の設置

従業者50人以上の事業者は、廃棄物減量化を宣言するとともに、廃棄物の減量化・リサイクルに係る責任者を設置し、この責任者を中心に、各部署ごとに担当者を設けるなど、事業所内の組織を整備し、減量化・リサイクルに取り組む廃棄物の管理体制を構築します。

また、責任者を養成するため、関係法令の周知をはじめ、廃棄物の減量化やリサイクル等の先進事例を紹介する研修会の開催等により、ゼロエミッションへの挑戦をバックアップします。

○多量排出事業者による廃棄物ゼロに向けた目標の設定

年間500トン以上の産業廃棄物を排出する多量排出事業者は、これまでの廃棄物の処理計画の策定に併せて、廃棄物減量化の宣言、廃棄物管理責任者等の設置および減量化・リサイクルに関する廃棄物ゼロに向けた目標設定と目標に向けた進行管理を求めるなど、更なる減量化・リサイクルへの取組みを徹底します。

また、多量排出事業者における減量化・リサイクル事例をホームページ等で広く紹介します。

【ゼロエミッション】

ゼロエミッションとは、広義では、ある産業で排出される廃棄物を別の産業で有効活用することにより、社会全体で資源を循環させることです。また、狭義では、一企業において廃棄物を削減し、排出される廃棄物を全てリサイクルし、最終的に埋立処分される廃棄物を排出しないことです。

ゼロエミッションの基本的な考え方は、「toward zero-emission」ゼロエミッションに向けて取り組んでいくこととされています。

— 廃棄物 減量化・リサイクルで コスト DOWN と イメージ UP —

1.4 廃棄物減量化宣言の方法

○廃棄物減量化宣言シートに所要事項を記載の上、宣言先に送信されますと、福井県知事からの廃棄物減量化宣言事業所であることの認定書を交付します。

- ・宣言先 福井県産業廃棄物協会 FAX 0776-57-0071 または
福井県循環社会推進課 FAX 0776-20-0679

○認定事業場は、県循環社会推進課のホームページ上に掲載します。



1.5 減量化・リサイクルの取り組み（事例）

○次の取り組み事例を参考に、廃棄物減量化・リサイクルに取り組んでください。

○廃棄物減量化宣言は、取り組み事例の中から2つ以上選択し、廃棄物減量化宣言シートをチェックしてください。

注1 従業員が50人以上の事業場は、7（廃棄物管理責任者の設置）を必ずチェックしてください。

2 年間発生量が500トン以上の多量排出事業場は、7および8（目標設定）を含め、3つ以上チェックしてください。

【減量化への取り組み】

- 1 廃棄物の分別を徹底する。
 - ・リサイクルや処分の方法ごとに廃棄物保管場所を特定し、表示等により分別を徹底する。
- 2 原料の歩留まり率をより高める。
 - ・設計や発注の段階で原料歩留まり率を高めることにより、廃棄物の発生量を抑える。
- 3 包装資材を減らす。
 - ・包装資材を必要最小限の量に抑え、廃棄物の発生を抑える。

【リサイクルへの取り組み】

- 4 自社内で廃棄物をリサイクルする。
 - ・原料資材の端材や包装資材などを自社内で再利用する。
- 5 廃棄物処理をリサイクル可能な業者に委託する。
 - ・廃棄物の処理を燃料化やセメント原料化、再生資材化する処理業者に委託する。
- 6 リサイクル製品（木くずチップやRPFの再生燃料など）を利用する。
 - ・再生燃料の使用や再生資材の原料としての利用など、リサイクル製品の利用を進める。

福井県産業廃棄物協会にご照会
ください。TEL0776-57-0070

【全般的な取り組み】

- 7 廃棄物管理責任者（総括責任者や部署別責任者）を設置する。
 - ・廃棄物処理責任者を設け、自社廃棄物の適正処理・リサイクルを立案し、実行を促す。
- 8 廃棄物の減量化・リサイクルの目標を設定する。
 - ・事業所独自の減量化への取り組み目標や発生量やリサイクル量等の数値目標を設定する。
- 9 廃棄物の減量化・リサイクルに関するマニュアルを作成する。
 - ・発生する廃棄物の減量化やリサイクルの方法をマニュアル化し、従業員に周知する。

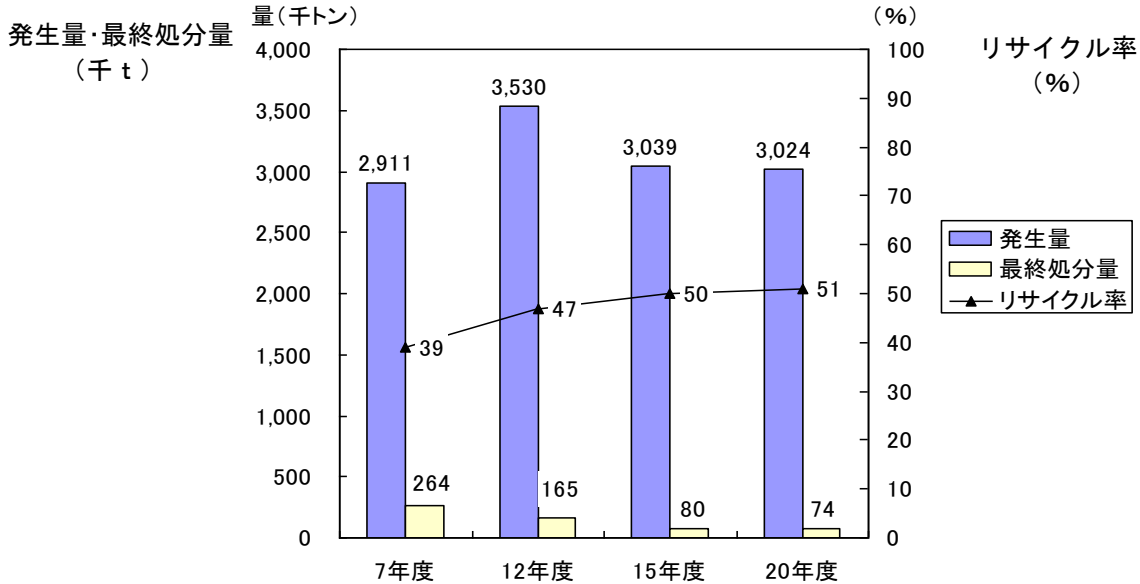
【その他の取り組み】

- 10 その他

(参考) 福井県の廃棄物処理実態

近年、産業廃棄物の発生量は横ばい状態で、リサイクル率の上昇および最終処分量の減少は鈍化している状態にあります。

発生量等の推移 (各年度 福井県産業廃棄物実態調査結果)

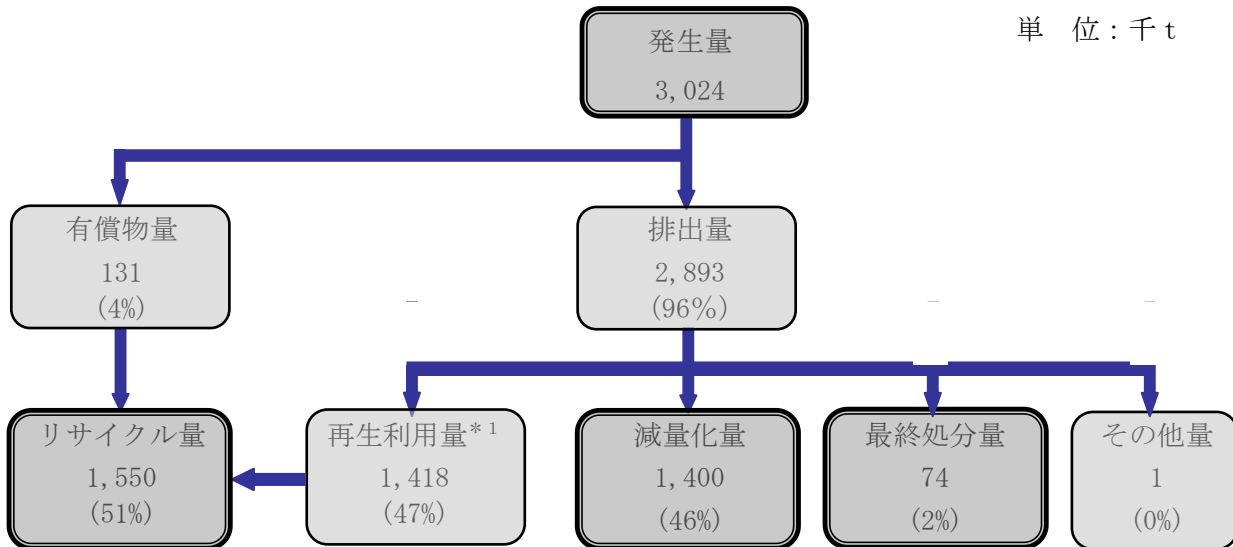


○平成21年度福井県産業廃棄物実態調査結果

平成20年度の産業廃棄物の発生量は3,024千トンで、その内訳を見ると、リサイクルされた量が1,550千トン(51%)、脱水等により減量化された量が1,400千トン(46%)、最終処分(埋立)された量が74千トン(2%)となっています。

処理処分の状況 (平成20年度実績)

単位: 千t



リサイクル Best 3
 がれき類 637
 汚泥 294
 ばいじん 247

減量化 Best 3
 汚泥 1,083
 廃プラ 124
 紙くず 106

最終処分 Best 3
 がれき類 21
 汚泥 16
 ガラス陶磁器くず 14

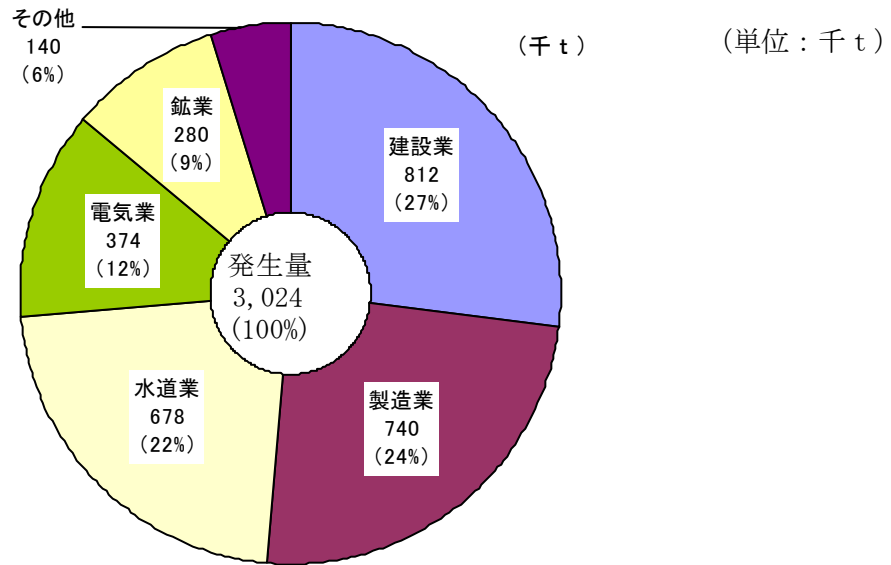
* 1 再生利用量……埋立処分されることなく、他の用途に再利用された量
 (例: 破碎後のがれきを道路の路盤材等に使用)

* 2 減量化量 ……脱水・焼却等により減量化された量

○業種別の発生状況

廃棄物の業種別発生状況では、建設業から発生する廃棄物が812千トンで、全体の27%を占めており最も多く、次いで製造業が740千トンで24%、水道業（主に下水道事業）が678千トンで22%となっています。これら3業種から、全体の約7割の廃棄物が発生しています。

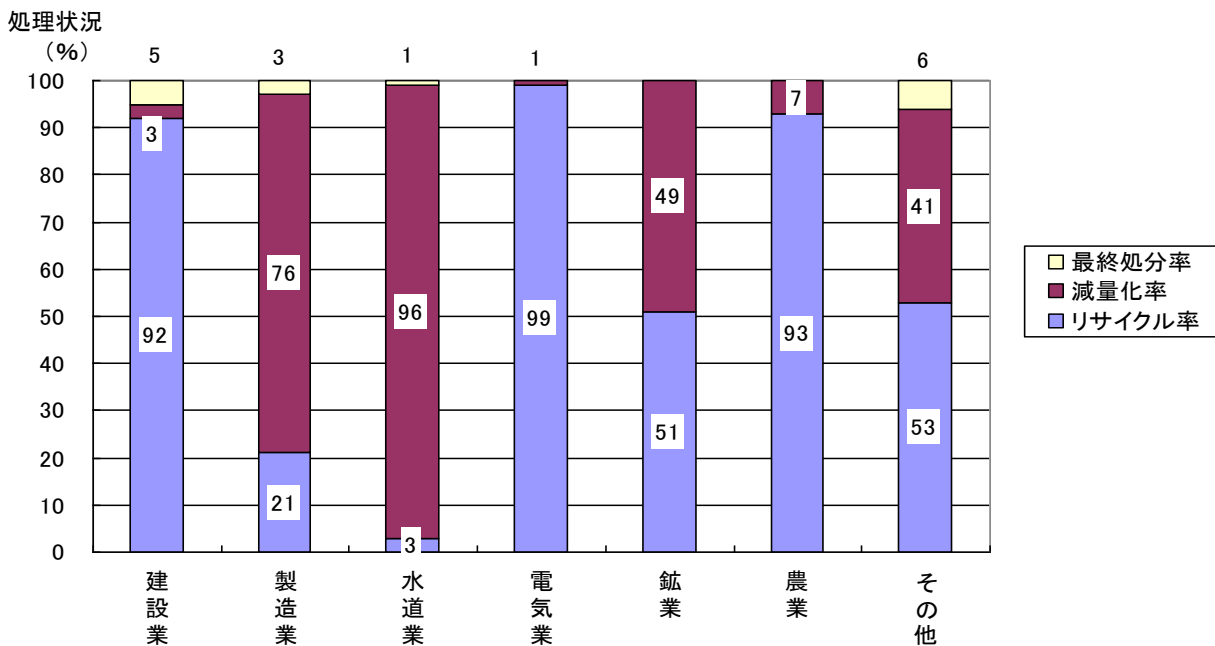
業種別発生量内訳（平成20年度）



○業種別の処理状況

主な業種の特徴として、建設業では、がれき類が破砕後に埋戻し材等への再利用によりリサイクル率が92%と高く、製造業では、水分を多く含む汚泥を脱水・乾燥処理等で水分を除去することから、減量化率が76%と高くなっています。

業種別処理状況（平成20年度）



関係機関一覧

廃棄物の処理に関して不明なところがありましたら、お気軽に御相談ください。

住所・名称・<Eメールアドレス>	連絡先	管轄区域
〒918-8540 福井市西木田2丁目8-8 福井県 福井保健所 (福井県福井健康福祉センター) < f-fukusi-c@pref.fukui.lg.jp >	環境廃棄物対策 TEL：0776-36-1119 FAX：0776-34-7215	福井市 永平寺町
〒919-0632 あわら市春宮2丁目21-17 福井県 坂井保健所 (福井県坂井健康福祉センター) < s-fukusi-c@pref.fukui.lg.jp >	環境衛生課 TEL：0776-73-0601 FAX：0776-73-0763	あわら市 坂井市
〒912-0084 大野市天神町1-1 福井県 奥越保健所 (福井県奥越健康福祉センター) < o-fukusi-c@pref.fukui.lg.jp >	環境衛生課 TEL：0779-66-2076 FAX：0779-65-8410	大野市 勝山市
〒916-0022 鯖江市水落町1丁目2-25 福井県 丹南保健所 (福井県丹南健康福祉センター) < t-fukusi-c@pref.fukui.lg.jp >	環境廃棄物対策課 TEL：0778-51-0034 FAX：0778-51-7804	鯖江市 越前市 池田町 南越前町 越前町
〒914-0057 敦賀市開町6-5 福井県嶺南振興局 二州保健所 (福井県嶺南振興局二州健康福祉センター) < n-fukusi-c@pref.fukui.lg.jp >	環境廃棄物対策課 TEL：0770-22-3747 FAX：0770-24-1205	敦賀市 美浜町 若狭町(旧三方町区域)
〒917-0073 小浜市四谷町3-10 福井県嶺南振興局 若狭保健所 (福井県嶺南振興局若狭健康福祉センター) < w-fukusi-c@pref.fukui.lg.jp >	環境衛生課 TEL：0770-52-1300 FAX：0770-52-1058	小浜市 高浜町 おおい町 若狭町(旧上中町区域)

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1 福井県安全環境部 循環社会推進課 < junkan@pref.fukui.lg.jp >	廃棄物対策グループ TEL：0776-20-0382 FAX：0776-20-0679
〒910-0845 福井市志比口2丁目26-8 社団法人 福井県産業廃棄物協会 < http://www.sanpai-fukui.or.jp/ >	TEL：0776-57-0070 FAX：0776-57-0071

産業廃棄物不法投棄110番

0776-20-0584

不法投棄等を発見された場合は、お近くの保健所または不法投棄110番に御連絡ください。

循環社会推進課のホームページ

廃棄物全般 <http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/junkan/>

各種届出様式等 <http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/junkan/saisokubepppyou.html>